

ケーブルテレビセンターからのお知らせ

《ケーブルテレビのご案内》

ケーブルテレビでは、難視聴地域の解消、災害時の防災情報の発信や取得において、地域間格差の是正など重要な役割を担っています。

ケーブルテレビに加入すると大分の地上波だけでなく、「国東市の自主放送（11ch）」と「福岡県の地上波（3局）」の視聴ができるようになります。

加入方法

ケーブルテレビセンター（市役所本庁3階）または各総合支所地域総務課にて必要書類をご記入ください。

加入に必要な費用（税込）

1. 加入金 42,000円/初回のみ
2. 引込工事料 16,200円/初回のみ（国東町都市計画用途区域は32,400円）
3. 使用料 750円/月額（年払の場合は、8,100円）

視聴可能なチャンネル

NHK（総合・教育）、大分放送（OBS）、テレビ大分（TOS）、大分朝日放送（OAB）、福岡放送（FBS）、九州放送（TVQ）、テレビ西日本（TNC）、国東市自主放送

《インターネットサービスのご案内》

ケーブルテレビに加入している方でご希望の方は、高速インターネットサービスをご利用する事が可能です。

ご利用にあたっては、別途、大分ケーブルテレコム（☎097-542-1121）との契約が必要です。

インターネットプラン

	(税別)
ブロードバンドプラン {下り 2Mbps、上り 512K (2M) bps、ベストエフォート}	2,700円/月額
スーパープラン {下り 10Mbps、上り 5M (10M) bps、ベストエフォート}	3,600円/月額
ハイパー30プラン {下り 30Mbps、上り 5M (30M) bps、ベストエフォート}	4,200円/月額
ハイパー160プラン {下り 160M (100M) bps、上り 5M (100M) bps、ベストエフォート}	5,000円/月額

※国東町都市計画用途区域については、() 内のスピードとなります。

他にも多チャンネル放送（STB）サービスや固定電話サービスもあります。詳しくはお問い合わせください。

《各種変更手続きのお願い》

ケーブルテレビに加入されている方で、契約内容に変更が発生した場合は、ケーブルテレビセンターまたは各総合支所地域総務課にて手続きをお願いします。

手続きの種類

- ①**休止** ケーブルテレビの利用を一時停止する手続きで、使用料の徴収が停止します。
- ②**再開** 休止をしているケーブルテレビを改めて利用したい場合の手続きで、使用料の徴収も開始されます。
- ③**解除** ケーブルテレビを利用しなくなる場合に加入を解除する手続きで、各加入者宅に設置している保安器（またはV-ONU）、引込線の撤去を行います。
- ④**地位継承** ケーブルテレビを今までの契約者から引き続き利用する場合の手続きです。継承については、三親等以内の血族・姻族となります。
- ⑤**年間一括受付** 1年間（4月～翌年3月まで）のうち、「△月と□月のみケーブルテレビを利用したい」という場合に事前に利用期間を予約する手続きです。使用料はご利用分のみとなります。受付期間：3月1日(金)～3月20日(水)

【問合せ先】ケーブルテレビセンター ☎0978-73-0200

福祉課からのお知らせ

4月から「休日保育」事業を実施します

4月から保護者が仕事などで日曜日や祝日に家庭で保育ができない時、事前に利用登録していただければ、保育施設にお子さんを預けることができますので、ぜひご利用ください。

実施場所	社会福祉法人 安岐の郷 すこやかクラブ鈴鳴荘
対象園児	既に認可保育所・認定こども園・地域型保育事業の施設に入園・入所しているお子さんで、生後12か月から就学前までの2号または3号の支給認定を受けた園児
利用日	日曜・祝日（12月29日～翌年1月3日を除く）
受入時間	午前8時から午後6時まで
利用料	保育料は無料
利用条件	休日保育を利用した場合、保護者の直近の休日を家庭保育日としてください。
利用申込先	福祉課及び各総合支所市民健康課
申込期限	利用したい日の前月の10日まで（10日が週休日の場合は、翌月曜日まで）に申し込んでください。月ごとの利用申し込み者の中から、保育所入所基準に準じて優先順を判定して、利用できる方を決定し、毎月17日を目途にご連絡いたします。

平成31年度分 国東市精神障がい者交通費助成事業申請の受付について

国東市では、精神に障がいがある方の社会参加、通院、就労支援等、外出に係る交通費の負担を軽減するため、交通費の助成を行っていますので、希望される方は交付申請をお願いします。

助成対象者	精神障害者保健福祉手帳保持者
助成額	対象者1人につき1か月1,500円を助成券で交付
助成券利用対象	市指定の交通事業者（タクシー）
申請時に必要な書類	①精神障害者保健福祉手帳（有効期限内のもの） ②印鑑
申請受付開始日	3月1日(金)
申請場所	福祉課、各総合支所地域市民健康課

福祉の各種手当をご存じですか

福祉手当には、それぞれの条件に応じて3種類の手当があります。

特別障害者手当 対象 20歳以上の在宅の方で、著しく重度の心身障がい等があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする方

障害児福祉手当 対象 20歳未満の在宅の方で、重度の障がいがあり日常生活において常時介護を必要とする児童（対象児童が児童福祉施設等に入所している場合には支給されません。）

特別児童扶養手当 対象 精神、知的または身体に中程度以上の障がいがある20歳未満の児童を監護する父母、または養育者（対象児童が児童福祉施設等に入所している場合には支給されません。）

※別途支給条件があります。いずれかの手当を受給できると思われる方は、お気軽にお尋ねください。

【問合せ先】福祉課 ☎0978-72-5164